

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 10 月 31 日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 所長 福島 莊之介

◎ 調達機関番号 811 ◎ 所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 21

(2) 購入等件名及び数量

電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の
更新

(3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書
による。

(4) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日

(5) 履行場所 国立研究開発法人海上・港湾・
航空技術研究所 電子航法研究所

(6) 入札方法 上記 (2) の件名について入札に付
する。落札決定に当たっては、入札書に記載

された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 05・06・07 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされた者又は、当該競争参加資格を有していない者

で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、当該資格に格付けされた者であること。

(3) 国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) その他、契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。

3 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている申請書を令和 7 年 12 月 2 日 17 時 00 分までに下記 4 に示す場所に提出しなければならない。提出された申請書の

審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒1820012 東京都調布市深大寺東町7-
42-23 国立研究開発法人海上・港湾・航
空技術研究所 電子航法研究所会計課調達係
電話 0422-41-3476

電子メール tender@enri.go.jp

- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年12月1
日まで、電子航法研究所会計課調達係にて交
付する。

- (3) 入札書の受領期限

令和7年12月9日 11時 00分

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年12月9日 11時 00分 電子航法
研究所5号棟（本部棟）2階

5 そ の 他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者より当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって
入札した他の者のうち最低の価格をもって入
札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Sonosuke Fukushi
ma, Director-General of Electronic Navig
ation Research Institute, National Insti
tute of Maritime, Port and Aviation Tec
hnology

(2) Classification of the service to be pro
cured : 21

(3) Nature and quantity of the service to
be required : Update of air environment
control equipment

(4) Delivery period : 27 March, 2026

(5) Delivery place : Electronic Navigation
Research Institute, National Institute

of Maritime, Port and Aviation Technology

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 31 of the Regulation concerning the contract for National Institute of Maritime, Port and Aviation Technology Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Have Grade A,B,C or D in "Provision of services" in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Trans

port and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2023, 2024, 2025.

③ Not come under nomination suspension by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

④ Not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

⑤ Satisfy all important matters an order person sets.

(7) Time-limit for tender :

11:00, 9 December, 2025.

(8) Contact point for the notice :

Accounts section, General Affairs Dept., Electronic Navigation Research Institute, National Institute of Maritime, Port

t and Aviation Technology, 7-42-23, J i
nda i j i - h i g a s h i m a c h i C h o f u - s h i, T o k y o
182-0012 J a p a n . T E L 0422-41-3476
E - m a i l : t e n d e r @ e n r i . g o . j p

3 電子航法研究所周辺



入 札 説 明 書

1. 発注者
2. 入札内容等
3. 入札に参加する者に必要な資格
4. 入札説明会実施の有無
5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
6. 入札書提出の方法等
7. 開札
8. その他

(書式等)

1. 入札書受取確認票(様式1) ※紙入札参加者用
2. 入札書及び内訳書(様式2) ※紙入札参加者用
3. 誓約書 (別紙)

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所の特定調達契約に係る入札公告（令和 7 年 2 月 18 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成 28 年研究所規程第 17 号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成 28 年研究所細則第 5 号。以下「取扱細則」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子入札システム運用基準 (<https://www.mpat.go.jp/ebid/pdf/unyoukijyun.pdf>)、その他関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 発注者

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 所長 福島 荘之介

2. 入札内容等

(1) 入札事項

「電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新」

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 3 月 27 日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 電子入札システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 05・06・07 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C 又は D 等級のいずれか

なお、本入札に参加を希望する者は、上記資格を有することを証明するため、官公庁から発行された資格決定通知書の写しを当研究所会計課調達係まで次により提出すること。

【資格決定通知書（写）の提出方法】

- ① 提出締切：令和 7 年 12 月 2 日（火）17 時 00 分

② 提出方法：

ア 電子入札システムによる場合

当該システムの所定の方法により提出すること。

イ 紙入札による場合

電子メール(tender@enri.go.jp) 又は FAX (0422-41-3169) にて提出すること。また、電子メールによる場合は PDF 形式にて、FAX による場合は、宛先を必ず「会計課調達係」とすること。

- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (5) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過しない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

③ 上記②に該当する者を入札代理人として使用する者。

4. 入札説明会実施の有無 無

5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

- (1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail: tender@enri.go.jp

- (2) 頂いた質問（当研究所からの回答を含む）のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

6. 入札書提出の方法等

(1) 入札書・入札内訳書（入札書等）提出方法

① 電子入札システムによる場合

当該システムの所定の方法により提出すること。

② 持参による場合（紙入札参加者）

入札書等を封筒に入れ封印し提出すること。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めます。

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

郵便（書留、配達記録等配達された記録の残るものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 年 月 日提出〔電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新〕入札書在中」と朱書し〔様式 1〕の「入札書受取通知票」を同封し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新 入札書」と朱書きすること。

なお、入札書等を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所調達係あて問い合わせすること。

(2) 入札書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL: 0422-41-3476

(3) 入札書提出締切

① 電子入札システムによる場合

令和 7 年 1 2 月 8 日（月） 1 6 時 0 0 分まで

② 持参による場合（紙入札参加者）

7. (1)開札の日時にまでに持参提出すること。

（入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

令和 7 年 1 2 月 8 日（月）までに必着。

(4) 締切の厳守

入札書の提出にあたっては、(3)の締切を厳守すること。

なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札方法

- ① 入札参加者は、履行（納入）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者は入札書の提出時に別紙「誓約書」を提出しなければならない。電子入札システムによる場合は、入札書提出時の添付資料にて提出すること。
- (7) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関又は支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。
- (8) 入札参加者は、誤記、記入漏れ又は押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書の返却時以外、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札の無効
- ① 上記 3. に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。
- ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）の記名又は押印（外国人、又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。
- イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。
- ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。
- エ 条件が付されているもの。
- オ その他入札に関する条件に違反したもの。
- ② 令和 05・06・07 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。
- (10) 入札の延期等
- 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合であつて、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (11) 代理人による入札
- ① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。
- ② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

7. 開札

- (1) 開札の日時及び場所 ※入札参加者の開札立会義務なし

開 札 の 日 時：令和 7 年 1 2 月 9 日（火） 1 1 時 0 0 分

開札の場所：国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所 5号棟2階（車駐車可）

(2) 開札の方法

- ① 電子入札システムにより開札を行うこととし、紙入札参加者で立ち会いを希望する者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。
- ② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所会計課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の3名以上の入場は認めない。
- ③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。
- ④ 入札者は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。
- ⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。
- ⑥ 当該入札回数は2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 最低価格落札方式とする。
- ② 入札価格が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ③ 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記5.に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

- ③ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ④ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること。
- (3) 契約書の作成
 - ① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自 1 通を保管する。
 - ② 契約書（2 部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付（収入印紙貼付不要契約の場合を除く）して 7 日以内に当研究所会計課調達係あてに到着するよう返送すること。
 - ③ 落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。
- (4) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記 6. (2)まで提供すること。
- (5) 代金支払条件
 - ① 当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に銀行振込により代金を支払う。
 - ② 請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。
- (6) 納品又は履行の検査等
 - ① 納品又は履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。
 - ② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④ 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

〔様式 1〕

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

令和 年 月 日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

〔宛先〕

入札書提出事業者：

担当部署：

担当者：

FAX 番号：

（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新」

入札書確かに受取りました。

〔受取人〕

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課調達係

担当：

電話番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 4 7 6

FAX 番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 1 6 9

〔様式 2〕

入札書

¥

※入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを
問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相
当
する金額を入札書に記載すること。

本件入 入札件名 電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新 札説明書・契約書（案）
を承諾のうえ入札します。（入札内訳書添付）

令和 年 月 日

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 様

[入札内訳書]		【事業者名：】			
項目	単位	数量	単価（円）	合価（円）	備考
※入札内訳書は入札参加者の書式でも可					
合計（入札書記入価格：見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）					

(別紙1)

誓 約 書

「件名 電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新」
に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実
に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること
となっても、異議は一切申し立てません。

- 1 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に
該当しない者であること。
- 2 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして
国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及び
これらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年
間の保険料の未納がないこと。)
- 6 研究所構成員(研究所の所属する非常勤を含む。研究所、事務職員、技術職員及びそ
の他関係する者。)から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 7 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 8 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 電子航法研究所

所 長 福島 莊之介 殿

仕様書

1. 件名

電子航法研究所 7 号棟空気環境調整設備の更新

2. 施工場所

東京都調布市深大寺東町 7-42-23

電子航法研究所 7 号棟

3. 実施期限

実施期限は以下のとおりとする。

契約日より 令和 8 年 3 月 27 日 (金曜日) まで

4. 概要

当研究棟に設置されている空気環境調整設備のうち、実験室の同設備が故障し、業務や研究・実験施設としての利用が低迷している。

また、当研究棟電子計算機室の空気環境調整設備は 1995 年に設置されていて、経年劣化が激しいことに加え、機器の冷媒にオゾン層破壊物質である HCFC フロン R22 を使用しており、冷媒 R22 はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により 2020 年に完全に製造中止となっている為、冷媒系統に故障が発生した場合、完全に修理不可能となる。

本件は以上の理由により、電子航法研究所 7 号棟の空気環境調整設備の一部を環境負荷の少ない機器に更新を行うものである。

5. 仕様

以下の仕様を満たすこと。

- ・ 故障時に現地作業による応急修理が可能な機器を使用すること。
- ・ 必要な関連部材等は、国土交通省仕様とし、それらは新品であること。ただし、再使用を許可された部材を除く。
- ・ 既存の環境設備の冷媒はフロン R22 であるため漏洩させることなく回収を行い、フロン類回収破壊法に基づき適正に処理を行うこと。
- ・ 既存の空気環境設備を撤去・処理する場合は、関連法令・条例に準じて、適切に廃棄

を行うこと。

- ・ 更新するにあたり必要な部材は新規取り換えること。
- ・ 空調機には各機個別リモコンを取りつけること。

現在、個別リモコンになってない機器は新たに配線を行い、リモコンを取り付けること。

5. 1 環境機器

下記 機器能力・構成部品等は同等又は相当品以上とする

5. 1. 1 実験室（機械室）

- ・ 床置き型空調機 1式（ダイキン工業株式会社 SZVYCP775NB 相当品）
定格冷房能力 71.0Kw 以上
定格暖房能力 80.0Kw 以上
電源 三相 200V
通年エネルギー消費効率 3.3 以上
圧縮機電動機出力 12.0×2Kw 以上
ファン電動機出力 室内機 5.5Kw 以上、室外(0.66×2)×2 Kw 以上
ファン風量 室内ユニット 255 m³/min 以上
ファン機外静圧 室内ユニット 82Pa 以上
アクチブフィルター搭載
室外機用防護網の取付
室外機用防振架台
室外機連結管キット
配線改装アダプタ
運転リモコン（遠方用）
- ・ 吸気用斜流ダクトファン1台（三菱電機株式会社 JF-210SA 相当品）
ダクト径 325.0mm（出入口）、機外静圧 210Pa、風量 2100 m³/h

5. 1. 2 1階電算室（ダイキン工業株式会社 SZRC112BY 相当品）

- ・ 天井カセット型空調機 2式
定格冷房能力 10.0Kw 以上
定格暖房能力 11.2Kw 以上
電源 三相 200V
通年エネルギー消費効率 6.0 以上
圧縮機電動機出力 1.95Kw 以上
標準パネル、運転リモコン取付

5. 2 空調部材

下記 機器能力・構成部品等は同等又は相当品以上とする

- ・冷媒配管材 被覆厚 ガス管 20t×液管 10t 31.8×19.1φ 28m
25.4×12.7φ 5m
15.8×9.5φ 40m
- ・支持金具材 屋外 SUS
屋内 SS
屋上配管用支持架台 亜鉛メッキ
- ・連絡電線材 VCTF1.25-2C
VVF1.6-4C
- ・ドレン配管材 VP30A 25A 接手含む
- ・電算室室外機用スライドブロック 4 本
- ・リモコン配管部材 1 式

6. 工事概要

6. 1 空調配管工事

- *使用する配管は国土交通省仕様とする。
- *配管の溶接をおこなう場合は 管内に不活性ガスを通過させながら酸化被膜を発生させないように行うこと。
- *配管接続後は窒素ガスにて機器の設計圧力まで加圧を行い、接続部の漏洩検査で漏れのないことを確認し その後 24 時間加圧をおこない配管全体に漏れのないことを確認する事。
- *配管の漏れのないことを確認後 窒素ガス放出・エアーパージ・真空乾燥を行い断熱工事を行うこと。
- *屋外配管は接続完了後 保温断熱処理を施し外装にステンレスラッキングを施すこと。

6. 1. 1 冷媒配管工事

- 外壁面貫通 100φ 3 か所
- 冷媒配管
- 機密検査・真空乾燥 3 式
- 連絡配線 3 式
- リモコン設置（実験室）※壁面貫通含む
- 屋外ラッキング

支持工事（材工共）

6. 1. 2 ダクト工事

丸形 200φ ノズルレジスター 2式
ダンパー FVD 200φ 2式 機械室から廊下用
MD 300φ 1式 新鮮空気取り入れ用
チャッキダンパー 200φ 排気ダクト用
スパイラルダクト類 ※接手含む 300φ200φ1式
可とう保温付きダクト 200φ 2m 2式
SA チャンバー 内張り 点検口1か所
RA 矩形ダクト 1式
SA・RA たわみ接手 3か所
支持鋼材 ボルトナット類
ダクト組み立て
壁面貫通 200φ 2か所
保温補修（材工共）
MD は既存ウオーミングアップ機能に組み込む

6. 1. 3 電源工事

・漏電ブレーカー

実験室室内機用 ELB50AF40A 1台 機械室既設盤内に組込
斜流ファン用 ELB30AF5A 1台 機械室既設盤内に組込

屋外用動力盤 SUS 1面 屋上到新設
実験室室外機用 ELB225AF150A 1台 屋上新設動力盤内に組込
電算室空調用 ELB30AF30A 2台 屋上新設動力盤内に組込

・電線材 CV3.5-4C 30m

CV5.5-4C 15m

CVT60-3C+GV5.5 45m

・電気配管材 屋外 GE70、屋内 C63 ※接手含む

GE22 ※接手含む

・プルボックス SUS 500×500×200 2式

・支持金具材

・壁面貫通工事 1か所

工事概要

機械室内 既設動力盤内に 実験室室内機用電源・斜流ファン用電源用ブレーカーを新設する 又 同盤より室外機用電源を取り出し 屋上に新設する室外機の最寄りに動力盤を設置する、盤内部には実験室室外機用ブレーカー 1 個 電算室空調用ブレーカー 2 個を取り付け それより各機器に電源を供給する。

6. 2 ドレン配管工事

- *使用する配管は国土交通省仕様とする。
- *床置き空調機は、適正な水密トラップを施す事
- *配管の取替に伴い、排水勾配に注意する事
- *既設配管は、管内薬品洗浄を行なった後 通水テストを行い正常であることを確認し機器に接続する事。
- *配管が結露水により水漏れ等が無いように断熱工事をすること。

6. 3 機器 撤去・搬入据付工事

- *天井カセット型室内機は、地震等の揺れで天井材の破壊・本体の落下等が発生しないように堅牢に吊り固定を行うこと。
- *室内機の取付に伴い天井を解体する場合は、十分に養生を行い、既存と同じ天井材により補修を行うこと。
- *室外機撤去・搬入工事にクレーン車等重機や仮設足場を使用する場合は 動線通路・据付場所等を事前に監督員と協議の上 安全に施工する事。
- *既設機器の撤去後 コンクリート基礎や屋上の防水シートの補修を行うこと。
- *新設機器の据付位置は、メンテナンススペースを十分考慮の上 設置すること。
- *室外機の据付方法は、地震・強風等に十分に耐えるように堅牢に固定すること。また屋上に設置する際は屋上防水シートの効力が失われないよう対策を行い、施工すること。使用するアンカー材はケミカルアンカーとしメーカー推奨のサイズで行い材質はステンレス 304 とすること。
- *室外機及び床置き空調機の据付には、コンクリート基礎と機器本体の間に防振パットを敷設のうえ据え付けること。

6. 3. 1 撤去機材 所外搬出、産業廃棄物処理、リサイクル処理

・機械室

不要配管、ダクト類 (末端処理)
空調関係機器、タンク類
冷媒臭化リチウム液抽出、産業廃棄

不要電線配管、配線部材等

* 空気調和器のロールフィルター機能は再使用とし冷温水コイル・加湿器は撤去とする。

・屋上

冷却塔、配管類（管末処理）、配管支持架台類

・1階電算室（三菱電機 PAD-8A、PAD-30FA1 2台）

床置き型空調機 2台 ※現地解体可

床下架台 2式

屋上室外機 4台

冷媒ガス R22 回収破壊処理 2台分

* 撤去後は、水漏れ・雨漏れが起きないように処置を行うこと 又 電線類は電気が供給されないように盤内処置を行い線端は絶縁処理を行うこと

6. 3. 2 機器搬入据付工事

・実験室（機械室）

基礎補修

床置型空調機据付

室外機搬入据付（屋上）

アンカー設置

・電算室

室外機搬入据付（屋外）2か所

アンカー設置・転倒防止対策

室内機天井開口吊り込み 2か所

点検口取付 2か所

6. 4 計装工事

- (1) 電算室空調機のリモコンは、出入口付の電灯スイッチの最寄に取り付ける。
- (2) 実験室空調機の遠方リモコンは、実験室出入口付近の電灯スイッチの最寄に取り付ける 配線方法は 機械室・実験室間の壁貫通等を行い配管・配線し取り付けること、リモコン操作は空調機本体と遠方リモコン共に使用できること。
- (3) 2階事務室に設置してある故障警報盤のオイルタンク・冷温水発生器の故障表示を取り外し床置空調機一括故障を表示できるように改造する事
- (4) 既存空気調和器のロールフィルター・新鮮空気取り入れウオーミングアップ機能は正常に作動するようにすること
- (5) 機械室内の既設動力盤・制御盤の不要な制御機器・配線等の撤去を行い、盤内部・盤表面の整理を行うこと

6. 5 試運転および調整作業

＊試運転および調整作業を行い問題なく動作することを確認すること。

7. 設置機器の取扱説明

＊試運転を行い、問題なき場合、監督職員らに対し、設置機器の取扱説明を行うこと。

8. 提出書類

作業終了後、以下の書類を提出すること。

＊作業完成報告資料 1部

なお、作業完成報告資料には作業状況を示す写真なども添付し、機器取扱説明書や接続系統図および 試運転の調査報告も含めること。

9. 監督

監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。

10. 検査

納品時に、検査職員が仕様に基づき、検査を行う。

11. 保証

納入後、1年間は保証期間とし、使用者の責によらない故障・不具合等は無償にて修理・交換を行うこと。

- (1) 本仕様書の解釈または本仕様書および提出書類に記載されていない事項について、当研究所と業者の間に理解の相違が生じた場合は、監督職員と十分協議のうえ、これを決定すること。
- (2) 既存の環境設備を入念に確認した上で、機種や必要部材の選定、作業工程の検討等を行うこと。既存の環境設備に関する図面が必要な場合は申し出ること。ただし、図面と現況が異なる場合は、現況を優先する。
- (3) 作業者は、研究所に入退場する際は、監督職員の許可を得ること。
- (4) 施設や機器等を破損させることがないように、必要に応じて養生を行うこと。
- (5) 作業者の過失等により、施設や機器等を破損させた場合には請負者の責任により速やかに現状を回復させること。

- (6) 作業者は、作業中の安全を十分に確保、考慮して作業を実施すること。
- (7) 作業に必要な工具等は請負者が用意すること、工事に必要な電気・水・資材置き場・駐車スペースは提供する。
- (8) 作業終了後は、後片付けおよび清掃等を行うこと。作業中に廃材、廃液等が発生した場合は、請負者が研究所外へ搬出することとし、関係法令に従い適切に処理をすること。

以上